

(毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

目次
◇告示 鳥取県営住宅の家賃の決定
鳥取県営住宅入居者の募集
動力付中型まき網漁業の起業認可申請期間の公表

告示

鳥取県告示第九十一号
鳥取市、倉吉市に設置した鳥取県営住宅の家賃を次のように定める。

昭和三十三年三月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

設置場所	鳥取市 菜師町	構造	簡易耐火 (二階付)	戸数	六	延坪数	三六	一戸当り	取	家賃	二、六一六
	倉吉市 福吉町				十二	十二	三六	風呂場 ガス(倉吉市 プロパン ガス)	取		二、三六二

鳥取県告示第九十二号

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十六条
第一項の規定によつて鳥取県営住宅入居者を次のように募集する。

昭和三十三年三月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 住宅の概要

設置場所	鳥取市薬師町	構造	簡易耐火 (二階付)	戸数	六	延坪数	十二	戸当り	一	家賃	二、六一六	敷金	七、八四八
倉吉市福吉町				十二				取		二、三六二		七、〇八六	

二 入居申込書受付期日
昭和三十三年三月 十八日から
三月二十七日まで
十日間

三 受付場所
設置場所 受付場所
鳥取市薬師町 鳥取市東町 県庁建築課
倉吉市福吉町 倉吉市岩城 倉吉土木出張所

四 入居の期日
別に指定する(四月上旬の予定)

五 入居申込者の資格
一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の

届出をしていないが事実上婚姻の關係と同様の事情にある者、その他の婚姻の予約者を含む。)があること。

二 入居申込者(同居しようとする親族を含む。)の毎月の収入の合計額から扶養親族一人につき千円を控除した額が家賃の六倍以上十五倍(その額が三万二千円をこえるときは三万二千円)以下であつて家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者。

六 入居申込者の選考基準
一 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住

している者。
二 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者。
三 住宅の規模又は間取りと世帯構成との關係から衛生上又は教育上不適當な居住状態にある者。
四 正當な理由による立退の請求を受け、適當な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基く場合を除く。)
五 住宅がないため勤務の場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者。又は毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者。
六 前各号に該当する者の外、現に住宅に困窮していることが明らかなる者。
七 入居の申込について要する書類
入居の申込者は、県営住宅入居申込書(倉吉、米子各土木出張所又は建築課にそなえる)に次の書類を添え

て受付期間内に建築課及び倉吉土木出張所に提出すること。

一 五の(一)の現に同居し又は同居しようとする親族全員の市町村長の証明書(住民登録証明書)	二 五の(二)の収入に関する証明書	三 六の各号の一に該当する旨の担当民生委員の証明書
八 入居者の選考 実態調査の上、入居申込者の数が募集の戸数を超えるときは、公開抽せんの方法により決定する。	九 抽せんの場所及び期日	

住宅名	と	き	場	所
鳥取市薬師町住宅	三月三十一日	午前十時から	鳥取市西町	鳥取市立児童會館
倉吉市福吉町住宅	"	午後二時から	倉吉市役所市民ホール	

鳥取県告示第九十三号

